

特定非営利活動法人 ぴーす 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 ぴーすという。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を大阪府堺市中区深井清水町 1 7 9 7 番地 1 1 に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法に係わる各種事業と、かかる法律に規定の無い障害児家族の支援に係わる事業を行うことにより、障害児家族が自ら障害児理解のため地域啓発の一員になることを支援し、以って、将来、障害児自身が自立する力を獲得すること及び参加でき得る地域社会の推進に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第 2 条別表のうち、以下の活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動（第一号）
- (2) 社会教育の推進を図る活動（第二号）
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動（第十号）
- (4) 子どもの健全育成を図る活動（第十三号）
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動（第十九号）

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- (1) 障害児の余暇活動支援事業
- (2) 障害児家族に対する相談事業
- (3) 障害児家族に対する情報提供事業
- (4) 障害児家族に対する保健衛生、福祉及び障害児教育の理解推進のためのセミナー活動事業
- (5) 販売事業
 - 1 福祉介護用品及び介護予防用品の販売
 - 2 障害や福祉関係の書籍の販売
- (6) 児童福祉法に基づく事業
 - 1 子育て支援事業
 - 2 障害児通所支援事業

- 3 障害児相談事業
- (7) 身体障害者福祉法に基づく事業
 - 1 身体障害者相談支援事業
- (8) 知的障害者福祉法に基づく事業
 - 1 知的障害者相談支援事業
- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業
 - 1 障害福祉サービス事業
 - 2 地域生活支援事業
- (10) 移送サービス事業
- (11) 上記各号に附帯及び関連する事業

第 2 章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員を以って法上の社員とする。

- 2 正会員は、この法人の事業に定期的に参加しこの法人の目的に賛同して入会した個人
- 3 特別会員は、この法人の目的に賛同しこの法人の事業に不定期に参加する個人
- 4 賛助会員は、この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 この法人に会員として入会を希望する者は、理事長の承認を得なければならない。
かかる事項の詳細は細則で定める。

- 2 理事長は、正当な理由がない限り、前項の入会申込者のこの法人への入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、第一項の入会申込者のこの法人への入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面を以って、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 会費を納入することが困難な正当なる事由があるときは、理事会の承認を得て、その延納・減額又は免除することができる。かかる事項の詳細は、細則で定める。
- 3 会員には、この法人に納入した入会金、会費を返還しない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、本人が死亡又は会員である団体が消滅したとき若しくは次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) この法人が解散したとき
- (4) 会費を1年以上滞納したとき

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決を経て、除名を行うことができる。但し、この場合、議決の前に、その会員に対して弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款又は総会の議決に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき

第 3 章 役 員

(役員)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

理事 3人以上 10人以内

監事 1人以上 2人以内

(職務)

第13条 理事長はこの法人を代表し、その業務を統括する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務において、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、法第18条が掲げる職務を行うとともに、この定款に定める職務を行う。

(任期)

第14条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで延長する。

4 役員が第11条各号の一に該当する場合、又はその他やむを得ない事情がある場合には、総会の議を経て解任することができる。

5 前項の規定により役員を解任しようとする場合、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員選出方法)

第15条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

4 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族の3分の1を超えて 含

まれることになってはいけない。

- 6 法第20条各号いずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。
- 7 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。
- 8 役員に異動がある場合は、遅滞なくその旨を所轄庁に届けなければならない。

(報酬等)

- 第16条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は理事会の議決を経て、細則で定める。

第 4 章 会 議

(種別)

- 第17条 この法人の会議は、総会と理事会とする。
- 2 総会は、この法人の正会員を以って組織する。
 - 3 理事会は、この法人の理事を以って構成する。

(招集)

- 第18条 会議は、法第18条第4項の規定により監事が招集する臨時総会を除き、理事長が招集する。
- 2 会議の招集は、会議を構成する正会員又は理事に対して、会議目的及び審議事項、日時及び場所を記載した書面を以って、開催日の少なくとも7日前までには通知しなければならない。

(会議に付議すべき事項)

- 第19条 総会は、この法人の最高決議機関であり、以下の事項を付議する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業報告及び活動決算
 - (5) 役員を選任又は解任及び職務
 - (6) 入会金及び会費の額
 - (7) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (8) その他運営に関する重要事項
- 2 理事会にはこの定款に規定する事項のほか、次の事項を付議する。
- (1) 事業計画並びに活動予算及びその変更
 - (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 総会に付議すべき事項
 - (4) その他、総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(総会の開催)

- 第20条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が法第18条第4項の規定により招集したとき。

(総会の定足数)

第21条 総会は、正会員の2分の1以上の出席を以って成立する。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、出席した正会員のうちから選出する。

(理事会の開催)

第23条 理事会は、理事長若しくは監事が必要と認めたとき、または理事の2分の1以上が必要と認めたときに、これを開くものとする。

(理事会の定足数)

第24条 理事会は、理事の2分の1以上の出席を以って成立する。

(理事会の議長)

第25条 理事会の議長は、理事長の指名する理事がこれにあたる。

(議決)

第26条 会議の議事は、この定款で定めるもののほか、出席構成員の過半数でこれを決する。可否同数の場合は議長が決定する。

- 2 やむを得ない理由の為、会議に出席できない各会議構成員は、予め書面を以って表決し、又は他の構成員を代理人として表決することができる。
- 3 前項の場合において、各会議の構成員は、これを出席したものとみなす。
- 4 会議の議決については、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第27条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 出席した構成員の数
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、その会議において出席した構成員の中から選任された議事署名人が、総会は2名以上、理事会は2名以上、議長とともに署名押印しなければならない。

第 5 章 運 営 組 織

(事務局)

第 28 条 この法人の事務を処理する為、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び若干の職員を置くことができる。
- 3 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 資 産、会 計 及 び 事 業 計 画

(構成)

第 29 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものを以って構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 30 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第 31 条 この法人の経費等は、資産を以って支弁する。

(会計の原則)

第 32 条 この法人の会計は、法第 27 号各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業計画及び予算)

第 33 条 この法人の事業計画及びこれにともなう活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。これを変更する場合も同じとする。

- 2 予算超過又は予算外の支出に充てるため予備費を設けることができる。
- 3 予備費を使用する時は理事会の議決を経なければならない。
- 4 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、暫定予算を変更することができる。

(暫定予算)

第 34 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告書及び決算)

第35条 理事長は毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(臨機の措置)

第37条 予算を以って定めるもののほかに、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更 及び 解散

(定款の変更)

第38条 この定款の変更は、総会において正会員が発議し、出席正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第39条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の帰属)

第40条 解散後の残余財産は、法第11条第3項に定めるもののうちから、総会において、正会員総数の4分の3以上の議決を経て選定する。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第 9 章 雑 則

(細則)

第 4 2 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 1 6 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、つぎに掲げるとおりとし、その任期は、第 1 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 1 8 年 8 月 3 1 日までとする。

(1) 理事長 氏名 小田多佳子

(2) 副理事長 氏名 松本尚子
梶山由紀子

(3) 監事 氏名 辻山裕美

- 3 この法人の設立初年度の事業年度は、第 3 5 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 1 8 年 5 月 3 1 日までとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 3 2 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立時の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。
 - (1) 正会員：入会金 5, 0 0 0 円 会費 1 5, 0 0 0 円／年間
 - (2) 特別会員：入会金 1, 0 0 0 円 会費 4, 8 0 0 円／年間
 - (3) 賛助会員（個人）：入会金 0 円 会費 1, 0 0 0 円／年間（一口）
 - (4) 賛助会員（団体）：入会金 0 円 会費 2 0, 0 0 0 円／年間（一口）
- 6 この法人の平成 2 0 年度の事業年度は、第 3 5 条の規定にかかわらず、平成 2 0 年 6 月 1 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則

この定款は、平成 1 8 年 3 月 1 0 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 1 8 年 9 月 8 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 2 0 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 2 4 年 1 1 月 1 4 日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年5月25日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年11月9日から施行する。

これは、当法人の定款に相違ありません

平成 年 月 日

堺市中区深井清水町 1797 番地 11

特定非営利活動法人ピーす

理事長 小田多佳子